

技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 26 日

(改正 令和元年 6 月 24 日)

(改正 令和 2 年 6 月 30 日)

(改正 令和 3 年 8 月 17 日)

(改正 令和 4 年 7 月 13 日)

(改正 令和 5 年 7 月 5 日)

(改正 令和 6 年 7 月 8 日)

(改正 令和 7 年 7 月 16 日)

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る東北地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、東北地区の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、国の機関及び地方公共団体の機関、機構との連携の確保及び強化
- ④ 育成就労制度の施行に向けた情報共有

3. 組織

- (1) 地域協議会は、東北地区の都道府県労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当者で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行

政機関の者の出席を求めることができる。

- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年6月頃に、事務局を担当する機関が所在する都道府県で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、宮城労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(別表)

都道府県労働局	地方出入国在留 管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構地方事務所
青森労働局労働基準部監督課長 青森労働局職業安定部訓練課長 岩手労働局労働基準部監督課長 岩手労働局職業安定部訓練課長 宮城労働局労働基準部監督課長 宮城労働局職業安定部訓練課長 宮城労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 秋田労働局労働基準部監督課長 秋田労働局職業安定部訓練課長 山形労働局労働基準部監督課長 山形労働局職業安定部訓練課長 福島労働局労働基準部監督課長 福島労働局職業安定部訓練課長	仙 台 出 入 国 在 留 管 理 局 審 査 第 二 部 門 首 席 審 査 官	東 北 農 政 局 経営・事業支援部 経 営 支 援 課 長	東北経済産業局 地 域 経 済 部 産業人材政策室長	東北地方整備局 建 政 部 建 設 産 業 課 長	東 北 運 輸 局 自動車技術安全部 整備・保安課長 東 北 運 輸 局 海上安全環境部 次 席 運 航 労 務 監 理 官	青森県警察本部生活安全部生活保安課長 岩手県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部生活安全部生活環境課長 宮 城 県 警 察 本 部 警 備 部 外 事 課 長 秋田県警察本部生活安全部生活環境課長 山形県警察本部生活安全部生活環境課長 福島県警察本部生活安全部生活環境課長 青森県こども家庭部若者定着還流促進課長 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長 宮城県経済商工観光部産業人材対策課長 秋田県産業労働部雇用労働政策課長 山形県産業労働部雇用・産業人材育成課長 福島県商工労働部産業人材育成課長	仙 台 事 務 所 長